

## 三重とこわか国体馬事衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、第 76 回国民体育大会馬事衛生基本方針に基づき、馬術競技出場馬（以下「出場馬」という。）の防疫、健康管理、輸送等馬事衛生対策に関し必要な事項を定める。

### 2 業務の実施主体

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び第 76 回国民体育大会鈴鹿市準備委員会（以下「市委員会」という。）は、馬術競技会場（以下「会場」という。）に馬事衛生本部を設置し、関係機関及び団体等の協力を得て、馬事衛生対策を実施する。

### 3 防疫対策

#### (1) 家畜防疫員の配置

出場馬の防疫に万全を期するため、馬事衛生本部に家畜防疫員（家畜伝染病予防法第 53 条第 3 項に定める者をいう。）を配置する。

#### (2) 防疫検査

家畜防疫員は、出場馬が会場に到着したとき、家畜伝染病予防法施行規則による「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」の提示を求め、次に掲げる検査を満たしていることを確認する。

なお、基準を満たしていない馬は入厩させない。

#### ア 馬インフルエンザ予防接種

(ア) 基礎接種として、初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 カ月以内に 2 回目のワクチン接種を行うこと。補強接種については、基礎接種（2 回目）から 7 か月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていること。これらが満たされていない場合は、再度基礎接種から実施していること。

(イ) 2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種が 1 年以内であれば可とする。また、2 回の基礎接種の間隔は 2 週間以上 2 カ月以内であれば可とする。

(ウ) 入厩する 6 か月 + 21 日以内に補強接種または基礎接種（2 回目）を受けていなければならない。

(エ) 入厩前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認めない。

#### イ 流行性脳炎予防接種

2021 年 5 月 1 日以降に 2 週間から 2 カ月の間隔で 2 回の日本脳炎ワク

チン接種を受けていなければならない。

ただし、接種開始時期が2021年4月30日以前の馬については、上記間隔で2回接種完了後、入厩までに更に1回追加接種すること。

### (3) 厩舎地区

馬事衛生本部は、会場内に厩舎地区（厩舎等が設置され、柵等により他から区分された区域をいう。）を設け、衛生的に管理する。

厩舎地区には、厩舎のほか汚物堆積場その他出場馬の健康管理に必要な施設等を設置する。

### (4) 消毒及び衛生害虫駆除

馬事衛生本部は、入場する車両及び立ち入る者の消毒を行うため、馬降所（馬運車を停車させ出場馬の積み下ろしを行う場所をいう。）への入場口付近、厩舎地区及び厩舎の出入口に消毒設備を設置するとともに、厩舎地区の害虫駆除を実施する。

#### ア 厩舎の消毒

厩舎の消毒は、出場馬の到着前5日以内及び退厩後直ちに行う。

#### イ 馬降所に入場する車両の消毒

馬運車等馬降所に入場する車両の消毒は、車両が会場に到着したときに行う。

#### ウ 厩舎に立ち入る者の消毒

厩舎に立ち入る者に対し、手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を行わせる。

#### エ 衛生害虫の駆除

厩舎及び汚物堆積場に殺虫剤を散布し、衛生害虫の発生予防及び駆除に努める。

### (5) 厩舎地区等への立入制限

厩舎地区及び馬降所を家畜伝染病予防法施行規則に定める衛生管理区域とし、立入りは定められた出入口からのみとするとともに、立ち入る者はあらかじめ市委員会が配布する「入厩許可証」を身に付けるものとする。

### (6) 家畜伝染病発生時の対応

救護獣医師（出場馬の傷病の発生に対し、応急処置及び緊急の治療にあたる獣医師（次に掲げる外来獣医師を除く）をいう。）、外来獣医師（必要に応じて参加都道府県が帯同する獣医師をいう。）及びホースマネージャー（出場馬の管理に係る参加都道府県の責任者をいう。）は、出場馬に家畜伝染病を疑う事例が発生したときは、直ちに馬事衛生本部に報告するとともに、その指示に従う。

馬事衛生本部は、家畜伝染病予防法に基づき、三重県知事に速やかに届け出るとともに、まん延防止のために必要な措置を講じる。

#### (7) 隔離厩舎の設置

家畜伝染病を発症（疑いを含む。）した出場馬を隔離するため、厩舎地区外に隔離厩舎を設置する。

### 4 出場馬の健康管理

#### (1) 健康検査

家畜防疫員は、出場馬が入厩する前及び退厩する前に馬降所等で健康検査を実施する。検査は、視診、聴診、打診及び触診等による一般検査とし、家畜防疫員が必要と認めるときは、血液、尿等の特殊検査を実施する。

#### (2) 健康観察

ホースマネージャーは、入厩期間（出場馬が厩舎に入厩している期間をいう。）中、毎日、管理する出場馬の健康観察及び体温測定を行い、異常が認められる場合は直ちに救護獣医師又は外来獣医師に通報するとともに、家畜防疫員の指示に従う。

#### (3) 診療

馬事衛生本部は、出場馬の傷病発生等に対処するため、2021年9月27日（月）から2021年10月4日（月）までの間、厩舎地区に馬診療所を設置し、救護獣医師を配置して昼間及び夜間対応する。

##### ア 診療費用

診療に要した費用は参加都道府県の負担とし、馬診療所において支払う。

##### イ 移送

救護獣医師は、必要に応じて獣医療機関へ移送するなど適切な措置を講じる。

なお、移送に要した費用は、参加都道府県の負担とする。

##### ウ 実績の報告

救護獣医師は、診療業務の実績等を「診療簿」（様式1）、「診療日報」（様式2）及び「診療実績書」（様式3）により診療日翌朝までに馬事衛生本部長に報告する。

##### エ 外来獣医師による診療活動

外来獣医師は、入厩期間中に診療活動を行う場合には、診療前に「外来獣医師診療届」（様式4）を、診療後に「外来獣医師診療報告書」（様式5）を、馬事衛生本部長を経由して獣医師団長に提出する。

#### (4) 装蹄

馬事衛生本部は、出場馬の落鉄等に対処するため、2021年9月27日（月）から2021年10月4日（月）までの間、厩舎地区に装蹄所を設置し、装蹄師を配置して夜間を除き対応する。

ア 装蹄費用

装蹄に要した費用は、参加都道府県の負担とし、装蹄所において支払う。

イ 実績の報告

装蹄師は、装蹄業務の実績等を「装蹄簿」（様式 6）、「装蹄日報」（様式 7）及び装蹄実績書（様式 8）により、従事日の業務終了後、速やかに馬事衛生本部長に報告する。

ウ 外来装蹄師による装蹄活動

外来装蹄師（必要に応じて参加都道府県が帯同する装蹄師をいう。）は、入厩期間中に装蹄活動を行う場合には、装蹄前に「外来装蹄師装蹄届」（様式 9）を、装蹄後に「外来装蹄師装蹄報告書」（様式 10）を、馬事衛生本部長を経由して獣医師団長に提出する。

## 5 厩舎等の管理

### （1）厩舎の使用期間等

ア 使用期間

厩舎の使用期間は、原則として 2021 年 9 月 27 日（月）午前 8 時から 2021 年 10 月 4 日（月）午後 5 時までとする。

イ 入厩及び退厩の日時

入厩日は、2021 年 9 月 27 日（月）から 2021 年 9 月 28 日（火）の午前 8 時から午後 5 時の間と 2021 年 9 月 29 日（水）の午前 8 時から正午までの間とする。

退厩日は 2021 年 9 月 30 日（木）から 2021 年 10 月 4 日（月）の午前 8 時から午後 5 時の間とする。

### （2）入厩及び退厩の手続き

ア 出場馬の輸送

出場馬の輸送は馬運車を使用することとし、参加都道府県の責任で行う。なお、輸送に係る経費は、参加都道府県の負担とする。

イ 入厩及び退厩の手続き

参加都道府県の出場馬の輸送に係る責任者（以下「馬輸送責任者」という。）は、「入・退厩（変更）申込書」（様式 11）及び「予防接種確認票」（様式 12）を馬運車ごとに別葉にして、郵便又は宅急便により馬事衛生本部長を経由して市委員会に提出する。

なお、提出期限は馬術競技会参加申込書提出日と同一日とする。

また、入厩後に退厩日時を変更する場合は、馬事衛生本部に退厩の 2 日前までに申し込むものとする。

#### ウ 入厩予定日時等の連絡

馬輸送責任者は、出場馬の出発に際し、入厩予定日時、輸送頭数、車両番号等を電話又はファクシミリにより馬事衛生本部に報告する。

なお、連絡後に変更が生じた場合も同様とする。

#### (3) 衛生管理

馬事衛生本部は厩舎等の施設を常に清潔に保つよう、衛生上必要な措置を講じる。特に汚物堆積場は衛生的に管理し、汚物等を適正に処理する。

また、ホースマネージャーは厩舎内外を清潔に保持し、衛生害虫の発生防止等に努める。

### 6 飼料及び敷料

#### (1) 飼料

出場馬の飼料は、参加都道府県が入厩時に持参し、持参できない場合は、事前に購入業者の斡旋を申し込むものとする。

#### (2) 敷料

敷料はオガ粉等とし、出場馬の入厩前に各馬房に配布し、不足が生じた場合は適宜支給する。

### 7 参加都道府県の責務

参加都道府県は、出場馬の出発に際し、出場馬の健康状態及び装蹄に十分配慮し、良好な状態で競技会に参加させるように努める。

また、入厩期間中は、出場馬の健康管理、飼料、馬具等の保管等について責任を持って行う。

### 8 県委員会と市委員会との業務分担等

県委員会と市委員会は、馬事衛生に係る業務分担及び経費負担について、別途協議のうえ定める。

### 9 その他

この要項に定めるもののほか、馬事衛生に必要な事項については、県委員会、市委員会及び馬事衛生本部が、関係機関と協議のうえ定める。